

令和5年度板橋区生活安全協議会活動方針

1 活動方針

- (1) 「いたばし生活安全都市宣言」で宣言している「地域防犯力の向上」を図るため、板橋区や関係機関・団体は、意識啓発活動を積極的に進める。
- (2) 生活安全協議会は、共通の事業を行い、関係機関・団体の連携を強めるとともに、地域ぐるみの運動につなげる。
- (3) 重点項目を決めて専門部会を設置し、事業計画に基づき効果的に活動を行うとともに、地域ぐるみで犯罪の防止を図る。

2 重点項目

(1) 特殊詐欺・悪質商法対策

- 令和4年の特殊詐欺の被害件数は136件、被害額は約2億2,300万円であり、被害件数としては、23区中5番目に多い結果となっている（東京都都民安全推進部による集計）。引き続き、関係機関と連携し、対策を講じていく。
- 令和4年度、消費者センターへの相談件数は減少している（過去5年間のうち最少となっている）。悪質商法等については、消費者がスマートフォン等で、WEBサイトやアプリなどに表示される広告を目にすることが増えたことにより、広告をきっかけとした商品購入のトラブルが増加している。また、訪問購入に関する相談が増加している。引き続き、注意喚起等の被害防止対策を実施していく。

(2) 子どもに対する犯罪の防止対策

- 令和4年度の子どもを被害者とする犯罪（誘拐、わいせつ等）の認知件数3件であるが、犯罪被害までには至らない「前兆事案」として、子どもに対する声掛け等が多数発生している。引き続き、講習会の開催や、小中学校と連携した登下校時の警戒強化、「メールけいしちょう」・「Digi Police」の利用促進、早めの110番通報の必要性の周知などにより、子どもに対する犯罪への防犯意識啓発に努める。

(3) 火災予防対策

- 令和4年の火災件数は、136件とほぼ横ばいである。火災発生原因の1位は、電気火災であり、特に近年は、電子レンジを原因とした火災が増加している。電子レンジの適切な利用や、コンセントの定期的な掃除、タコ足配線を避ける等、日常生活における防火対策の周知広報に努めていく。
- 火災による死者の多くは高齢者が占めている。東京連合防火協会と協力した住宅用火災警報器の設置促進や火災の危険性の周知に努める等、今後も関係機関と連携した防火対策を実施していく。

3 事業計画

(1) 令和5年度板橋区生活安全協議会専門部会

- 板橋区の安心・安全を推進させるため、専門部会委員と区、警察署、消防署の担当課長により、具体的かつ実効性のある施策を議論する専門部会を設置する。
- 専門部会委員は協議会委員から事務局が選定する。
- 令和5年度についても、1年間の犯罪、火災の統計がまとまる2月に開催することで、統計に基づいた施策を集中的に議論する。

(2) 関係機関、団体等と協働で実施する事業

①地域安全マップ作製講習会

子どもの犯罪被害防止能力向上に向け、犯罪が起こりやすい場所を地図に表す「地域安全マップ」の作製を普及させることを目的として開催する。

【日時・会場】 6月24日(土)きたのホールとその周辺

【共 催】 小学校PTA連合会

【講 師】 NPO法人地域安全マップ協会

②犯罪抑止生活安全のつどい

犯罪のない安心・安全な都市を目指して、関係機関が一致団結して防犯意識を高めることを目的として開催する。

③生活安全の日キャンペーン

毎年12月20日を「板橋区生活安全の日」と定め、年末年始に増加する犯罪や火災を予防するため、関係機関・団体が協力し、街頭キャンペーン等を実施する。

【日時・会場】 12月20日(水)(予定)会場未定

【共 催】 板橋区、警察署、消防署、防犯協会、防火防災協会

④板橋セーフティー・ネットワーク

区民並びに区内を中心に業務を行っている事業者や従業員が、日常生活や日常業務中に不審者等を発見した際の110番通報の協力等、日常生活や日常業務に防犯の観点を加えることにより、区内の犯罪抑止効果と早期解決を図っていく。

【内 容】 区内事業者の参加促進、防犯情報の発信、業務に使用する車両用の防犯ステッカー等の配布、個別訪問の際の啓発用品配布。

【備 考】 令和5年4月1日から、区民個人での参加を認めることとした。

⑤防犯設備の整備補助

地域の安全対策を推進及び強化するため、都及び区が、町会・自治会、商店街が防犯カメラを設置する際の費用の一部を補助する。

【補助内容】

- ・町会・自治会(単独) 補助率5/6(対象経費:600万円上限)
- ・町会・自治会、商店街(連携) 補助率5/6(対象経費:900万円上限)
- ・商店街(単独) 補助率2/3(対象経費:900万円上限)

⑥防犯カメラの維持管理費補助金

地域の防犯力の維持向上を支援するため、都及び区が、町会・自治会、商店街が管理する防犯カメラの維持管理費の一部を補助する。

【補助内容】

- ・維持管理費 1台 2,500円
- ・移設撤去費 1台あたり10万円上限
- ・電気料金 町会・自治会、商店街(連携) 補助率5/6(対象経費:1台5,000円上限)
商店街(単独) 補助率2/3(対象経費:1台5,000円上限)
- ・電柱使用料 町会・自治会、商店街(連携) 補助率5/6(対象経費:1台3,000円上限)
商店街(単独) 補助率2/3(対象経費:1台3,000円上限)

※維持管理費を申請する場合、電気料金、電柱等使用料は申請できない。

※電気料金等高騰に伴う対策として、令和4年度から、維持管理費を2,200円から2,500円、電気料金を4,000円から5,000円に変更している。

(3) 区が実施する事業

①総合安心・安全パトロール

区の安心・安全を守るために、24時間365日、青色防犯パトロールカー3台による巡回警備を実施する。

【通常巡回警備】

[安心・安全パトロール]

児童の登下校時の安全確保と犯罪抑止。

[区立公園等パトロール]

区が設置・管理する公園、広場、バーベキュー場等における適正利用の促進。

[集積所における資源持ち去り防止パトロール]

集積所における条例違反行為の中止。

【特別巡回警備】

警察等と連携し、不審者情報や犯罪発生情報等により、特に警戒を要する地域に対し、青色防犯パトロールカーの巡回を一定期間強化する。

②詐欺対策機器購入費補助

区民が区内店舗から詐欺対策機器(特殊詐欺等に関する着信を自動で拒否する機能や、自動応答録音機能を備えた電話機及び機器)を購入した場合、費用の一部を補助する。

【補助対象】区民(年齢制限なし)

【補助内容】補助率1/2(上限2,000円)

【予算】100,000円(50件分)

③簡易型自動通話録音機の配付

詐欺対策のために、電話機に貼り付けて使用する取り扱いの簡単な特殊詐欺対策用品(受話器を取るとセンサーが作動し、警告音声が発生した後、通話録音を自動で開始する機器)を無償配付する。

【配付対象】65歳以上の区民

【配付場所】区役所、警察署

【配付台数】2,000台

④親子体験型防犯講習会

子どもが外出時に犯罪に巻き込まれそうになった場面を想定し、講師からの解説及びジオラマを用いた体験によって、子ども及びその保護者が危険回避行動を学ぶことを目的として開催する。

【日時・会場】2月予定 会場未定

【講師】NPO法人体験型安全教育支援機構

【対象】区内在住で翌年度に小学校へ入学する幼児とその保護者

(4) 区、関係機関による広報活動

①「最近の犯罪発生情報」の発行(週1回)

特殊詐欺や侵入盗等の発生情報を、区ホームページに掲載する。また、板橋セーフティー・ネットワーク参加事業者や地域センター、図書館等に提供する。

②広報いたばしへの防犯特集記事の掲載

広報いたばしに防犯特集の記事を掲載する。

③緊急犯罪情報の提供(随時)

防災・緊急情報メールの登録者に緊急重大事件等発生情報を配信する。

④板橋区防災・防犯 Twitter 運用(随時)

災害、防災、防犯に関する情報等を配信する。

⑤区公式ホームページの更新(随時)

イベントの開催情報や犯罪発生情報等、区の防犯に関する取り組み等を掲載する。

⑥「メールけいしちょう」「Digi Police」「東京消防庁公式アプリ」への周知(随時)

広報いたばしへの掲載などで、区民への周知と登録を促進する。

⑦青色防犯パトロールカーによる広報活動(随時)

警察署からの連絡等により、指定地域に青色防犯パトロールカーを巡回させ注意喚起の広報活動を行う。

(5) 特殊詐欺被害防止に向けた対策

①区発行物への注意喚起記事の掲載

区が発行する冊子等に特殊詐欺被害防止の記事を掲載し注意喚起をする。

②区送付物による注意喚起の協力依頼

区民宛てに送付する封筒や資料に特殊詐欺被害防止の記事や注意喚起文を掲載する。

(6) その他の活動

①防犯用品の展示(常時)

特殊詐欺等対策電話機、簡易型自動通話録音機、防犯ジャリ等の防犯用品を本庁舎南館4階に常設展示し、防犯意識の啓発に努めた。